

街路灯バナー広告掲出事業 手続きマニュアル

期間目安	商店街のスケジュール	備考
1	広告主と広告契約について協議 デザイン案作成	<事業の相談、提出書類フォロー> ①川崎市商店街連合会(市商連) 044-548-4107 ②川崎市商業観光課 044-200-2328
2 約1~2週間	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 広告デザイン審査 (市商連会員) 商店街→市商連 審査費用:15,000円/1件・1商店街 【必要書類】 ■審査依頼書【商店街印】 ■案内図、位置図 ■デザイン仕様書 ※電子データ提供 ■街路灯意匠図 ■広告主事業概要 </div> ↓<約1~2週間> 広告デザイン確定 市商連→商店街 自主審査結果報告書、審査済証を受領	市商連から、ガイドライン・自主審査基準提示 ※仕様書(デザイン)については、色彩がガイドラインに適合しているか審査するため、電子データで提供してください。 提出先アドレス: k-shouren@tiara.ocn.ne.jp 市商連非会員は原則各商店街で自主審査をお願いします。やむを得ない場合は市商連にて審査いたします。 この場合の審査費用は30,000円/1件・1商店街です。 市商連から受け取った自主審査結果報告書に押印し、市への各種申請の際にご提出ください。
3 約3週間	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①川崎市への許可申請 (1) 道路占用許可申請 商店街→区道路公園センター 占用料:免除 【必要書類】 ・申請書(3枚複写版)【商店街印】 ・免除願(1部)【商店街印】 ・審査済証[写し](3部) ・自主審査結果報告書[写し](3部) ・案内図・平面図、仕様書(各3部) </div> ↓<約3週間>許可証発行目安	バナー下端から地面まで、十分な高さ(車道 4.5m、歩道 2.5m)が確保できない場合、占用許可ができませんので、ご注意ください。 ※道路占用許可の手続き(市建設緑政局 HP より) http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018042.html
(約2週間)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (2) 屋外広告物申請 商店街→(区道路公園センター経由)→市路政課 申請料:広告旗1本 100円/年 【必要書類】 ■許可申請書【商店街印】 【屋外広告業届出番号】 ・意匠図 ・審査済証[写し] ・自主審査結果報告書[原本] ★道路占用許可証[写し] </div> (↓<約2週間>許可証発行目安)	路政課への屋外広告物申請は、「道路占用許可申請」と同時に道路公園センター経由で、提出可能です。 ※申請料については、広告物を変更するごとに申請、支払います。 ※設置箇所によっては、広告物が掲出できない「禁止地域」の場合がありますので、路政課屋外広告物係までお問い合わせください。 ★道路占用許可証の提出については、申請時に窓口で確認してください。
4 約1週間	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ②所管警察署への許可申請 道路使用許可申請 商店街→各警察署 申請料:窓口でお問合せください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【必要書類】 ・申請書(ネット上で取得可)(正副) ・占用許可[写し](2部) ・案内図、平面図(2部) ・仕様書(2部) </div> ↓<約1週間(5営業日後)>許可証発行目安	※川崎市の占用許可の受理を必須とします 市からの許可が下りたのち、警察への許可申請となります。【①、②順番厳守】 ※道路使用の手続き(神奈川県警 HP より) http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf1016.htm ※所管によって、提出書類が異なる場合があります。
5	バナー作成、掲出	
6	バナー撤去	
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ③収支報告書を提出【年度末】 商店街→区道路公園センター 商店街→市商連 【必要書類】 ・事業の収支報告書 </div>	自転車対策やモール補修など公共的な目的の事業への支出も含めて報告してください。